

# 西条市の部活動の在り方に関する方針

平成30年11月

西条市教育委員会

## はじめに

学校教育の一環として行われている中学校の部活動は、生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しみ、心身を育むだけでなく、異年齢との交流の中で、仲間や顧問等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな役割を果たしてきた。

一方で、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒や教職員に様々な負担や弊害をもたらし、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されると同時に、教職員の多忙化の一因ともなっている。

このため本市教育委員会では、市校長会と連携し、部活動が将来に向けて持続可能な形でその意義が十分に発揮され、生徒の健全な成長や教職員の業務負担軽減に資するよう、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」を鑑み、生徒や教職員にとって魅力ある部活動となるための指針として、指導の在り方、休養日の設定等を規定した「西条市の部活動の在り方に関する方針」を策定した。

今後も、市校長会と連携し、本方針を生徒や教職員、保護者及び関係者に広く周知するとともに、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の育成のため、家庭や地域と連携しながら、部活動顧問の負担軽減や指導の充実等を促す取組を積極的に行うものとする。

各学校では、校長のリーダーシップの下、本方針を踏まえて部活動に係る活動方針を見直し、関係者とも連携しながら持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

## 目 次

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 部活動の位置付け              | 1 |
| 2 | 各学校の取組                | 2 |
|   | (1) 活動計画の共有           |   |
|   | (2) 適切な休養日等の設定        |   |
|   | (3) 参加する大会等の見直し       |   |
|   | (4) 適切な指導の実施、安全管理の徹底等 |   |
|   | (5) 組織する部活動数の適正化      |   |
|   | (6) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 |   |
| 3 | 教育委員会の取組              | 5 |
|   | (1) 部活動指導員            |   |
|   | (2) 各学校への指導助言         |   |
|   | (3) 合同部活動等の取組         |   |
|   | (4) 地域との連携            |   |
|   | (5) その他               |   |

## 1 部活動の位置付け

部活動の法的位置付けについて、中学校学習指導要領（平成29年改訂）においては以下のように示されている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

ここに示すとおり、部活動は教育課程外に行われる学校教育活動であり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性をもっている。学校教育全体でめざす資質・能力の育成に資するよう教育課程との連携を図ること、また、関係者との連携を通じて部活動の持続可能な運営体制を整備することが求められている。

## 2 各学校の取組

### (1) 活動計画の共有

部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の活動計画を作成し、関係者と共有する。

ア 部活動顧問は、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日時等）を作成する。このうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前月までに作成し、それぞれを校長に提出する。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、適切な指導が行われているかを十分に把握するとともに、生徒及び部活動顧問の負担への配慮等の観点から適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に広く周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

### (2) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が心身ともにバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり設定する。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。この場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では1日2時間程度とする。また、下校時刻を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。学校の休業日（学期中の週末を含む。）は1日3時間程度とし、定められた時間内で最大の効果を発揮できるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

### （３）参加する大会等の見直し

部活動顧問は、教育上の意義や生徒にとって過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

校長は、上記を受けて年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部の大会・コンクール等への参加を承認する。

### （４）適切な指導の実施、安全管理の徹底等

校長及び部活動顧問は、上記「1部活動の位置付け」に示すような部活動の位置付けを踏まえ、大会等における結果のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底するため、特に、以下のことに留意する。

ア 部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活等）に配慮し、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。

ウ 部活動顧問は、生徒の健康状態には常に留意し、特に熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。また、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせず早期に対応し、必要に応じて保護者とも情報共有をする。

エ 部活動顧問は、事故防止のための必要な措置について生徒への指導を行う。特に運動部活動については、部活動実施前の準備運動と実施後の整理運動をしっかりと行うとともに、器具や用具を使う場合は、使用前の安全確認と使用方法を生徒に十分に指導する。また、各学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底するとともに、緊急時には消防署等と適切に連携して対応する。

オ 校長及び部活動顧問は、生徒、保護者及び関係者との適切な情報共有に努めるものとし、悪天候の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。なお、この場合の連絡手段については、本市が学校に提供している連絡メールサービス等を積極的に活用するなどし、ICTを活用した効率的な情報発信・共有に努める。

カ 校長及び運動部顧問は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び愛媛県教育委員会が平成27年3月に作成した「運動部活動運営ガイドー改訂版ー」に則り、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、指導する。また、生徒が燃え尽き症候群（バーンアウト）により意欲を失うことなく、体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培い、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

キ 運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果

的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を積極的に活用して指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

#### **(5) 組織する部活動数の適正化**

校長は、生徒や教職員の数、校務分掌、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を組織する。

#### **(6) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置**

校長は、自校の生徒の実態や運動部活動の状況を踏まえた上で、生徒がスポーツに求める多様な欲求を満たす活動を行うことができる環境を整えることも考える。

### **3 教育委員会の取組**

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の向上、並びに部活動顧問の負担軽減を図るための取組を積極的に行う。

#### **(1) 部活動指導員**

各学校の生徒や教職員の数及び校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。なお、部活動指導員には、適切な指導を行うために、必要な研修を適時行う。

#### **(2) 各学校への指導助言**

本方針に基づき、各学校の部活動の実態把握に努めるとともに、必要に応じて各学校への指導助言を行う。

#### **(3) 合同部活動等の取組**

単一の学校において特定の種目の部活動を設けることができない場合には、

生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、学校の方針や学校間の連携・協力を第一とし、中学校体育連盟の編成規程に則り、合同部活動等の取組を支援する。

#### **(4) 地域との連携**

学校と地域とが共に生徒を育てるという視点に立ち、学校や地域の実態に応じて地域のスポーツ団体及び文化・芸術団体等との連携を図るとともに、部活動環境の充実の観点から、地域人材による部活動指導者の積極的な活用を図り、学校と地域との持続可能な協働活動に努める。

#### **(5) その他**

市校長会と連携し、各学校の部活動の状況や、国・県の方針の変更等を勘案して、必要に応じて本方針を見直す。

また、文化庁により策定予定とされている文化部活動に関するガイドライン（仮称）が策定された時点においても、必要に応じて本方針を見直す。